

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業の目的

国は、昨今のごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたって生じる課題に対応するため、各都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定するよう通達した。これを受けて愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成10年10月）」を策定し、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指し、県内を13ブロックに区割りした。この広域化計画を受けて、知多南部地域の2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置（平成11年10月）するとともに、ごみ処理の広域化を推進するために、「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成13年度）」を策定した。

その後の経済状況の変化や社会情勢の影響により、廃棄物は質の多様化が進み、適正処理が困難になっている一方で、半田市クリーンセンターと常滑武豊衛生組合クリーンセンター常武のごみ処理施設の老朽化も進行しており、平成13年度に策定した広域化計画をより一層推進していくことが必要になってきた。このような状況を踏まえ、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿う形で、知多南部地域の2市3町が共同してごみ処理施設の建設を進めるべく協議、検討を続けた結果、知多南部地域のごみ処理施設を1施設に集約することにより、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減が図られることを狙って、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」を設置した（平成22年4月1日）。

本事業は、知多南部地域のごみ処理を1施設に集約した新たにごみ処理施設（ごみ焼却施設）の整備を目的として実施するものである。

知多南部地域の2市3町における現有施設の状況は表2.1-1に、現有施設の位置は図2.2-1に示すとおりである。

表 2.1-1 知多南部地域における現有施設の状況

名 称	半田市クリーンセンター	常滑武豊衛生組合 クリーンセンター常武	知多南部衛生組合 知多南部クリーンセンター
処理対象区域	半田市	常滑市、武豊町	南知多町、美浜町
処理能力	150t/日 (75t/日×2炉)	150t/日 (75t/日×2炉)	112.5t/日 (56.25t/日×2炉)
炉型式 (処理方法)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)
稼働開始時期	平成3年3月	平成2年3月	平成10年4月

2.2 都市計画対象事業の内容

(1) 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設(ごみ焼却施設)の設置の事業

(2) 都市計画対象事業の規模

処理能力：283t/日

(3) 都市計画対象事業実施区域の位置

位置：知多郡武豊町字一号地地内(図2.2-1及び図2.2-2参照)

面積：約5.0ha

<選定経緯の概要>

平成19年7月、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議において、新たなごみ処理施設の建設予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地(旧法処分場跡地^{注)})に決定した。

その決定に基づき、平成29年4月の供用開始を目標として新たなごみ処理施設の環境影響評価の手続きを実施していたところ、平成23年9月、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水の一部から、一般廃棄物最終処分場に適用される廃止基準値を超えるダイオキシン類等が検出された。

この建設予定地において、新ごみ処理施設を建設する際は、現況地盤を掘削することにより廃棄物層保有水が地下水等へ浸出するおそれがあるため、その対策工事を実施する必要があることが判明した。

そのため、供用開始時期を5年間延伸(検討期間1.5年、対策工事2.5年、アセス再調査1年)し、平成34年4月とするとともに、代替候補地が存在するのか、2市3町で改めて検討することとした。

この代替候補地の選出条件として、平成34年4月に供用開始できるよう、平成25年度中に地権者及び地元の合意を得ることが明らかに困難な土地及び法規制を受ける土地を除くこととした。




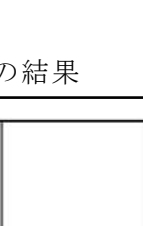
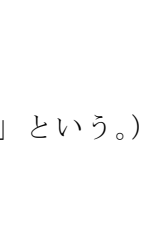
半田市の建設予定地と選出した代替候補地3箇所(常滑市地内、武豊町地内及び南知多町地内)について、土地利用環境面、用地買収面及び経済面から比較検討した。

比較検討した結果は表2.2-1に示すとおりであり、構成市町2市3町の首長より、武豊町地内の区域のみが代替地になりうるという合意を得た。その後、組合議会議員より出された意見や、平成26年2月に開催した住民説明会の結果を踏まえ、武豊

注)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行前に埋立開始された処分場であり、同法の最終処分場の廃止手続が創設される前に廃止した処分場である。

町地内の区域を都市計画対象事業実施区域（以下、「事業実施区域」という。）に選定した。

表 2.2-1 半田市の建設予定地と代替候補地 3 箇所の比較検討の結果

建設候補地の評価		環境面		用地買収面		経済面		評価		
		40点	20点	40点	20点	40点	20点	40点	20点	
建設候補地の評価	市町名	半田市	常滑市	南知多町	武豊町	半田市	常滑市	南知多町	武豊町	
	所在地	乙川栄広町50番 (半田市クレーンセンター敷地内)	48,623 市街化調整区域	大字内海字榎木77番1 (知多南衛クレーンセンター敷地内)	64,549 工業専用地域 準工業地域	宇一号地11番1 (法人所有地)	半田市(建設予定地)	常滑市	南知多町	武豊町
	評価	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	面積	48,623	46,340	64,549	56,800	56,800	40点	20点	40点	
	用途	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	工業専用地域 準工業地域	工業専用地域 準工業地域	用地買収面	用地買収面	用地買収面	経済面
	土地利用状況	◎	◎	◎	◎	◎	20点	20点	20点	
	周辺状況	◎	◎	◎	◎	◎	20点	20点	20点	
	周辺集落	○	○	○	○	○	20点	20点	20点	
	評価点【満点8点】 (◎:2点・○:1点・△:0点)	6点	5点	5点	5点	5点	満点換算	満点換算	満点換算	
	満点換算	30点	25点	25点	25点	25点	満点換算	満点換算	満点換算	
用地買収面 (20点)	1件(半田市)	2件(個人)	1件(知多南衛衛生組合)	1件(法人)	1件(法人)	20点	20点	20点		
経済面 (40点)	0件	0件	0件	0件	0件	75.9億円	126.6億円	75.5億円		
評価点【満点4点】 (◎:2点・○:1点・△:0点)	4点	2点	4点	4点	4点	98.5億円	126.6億円	75.5億円		
満点換算	20点	10点	20点	20点	20点	満点換算	満点換算	満点換算		
費用(精簡施設建設費、管理運営費を除く)	98.5億円	75.9億円	126.6億円	75.5億円	75.5億円	40点	20点	40点		
土地整備関連費用	◎	◎	◎	◎	◎	40点	20点	40点		
・中継施設関連運賃	◎	◎	◎	◎	◎	40点	20点	40点		
・不敷、粗大施設関連運賃	◎	◎	◎	◎	◎	40点	20点	40点		
・新施設までの増設運賃	◎	◎	◎	◎	◎	40点	20点	40点		
満点換算	31点	40点	24点	24点	24点	満点換算	満点換算	満点換算		
現況図 (全て上が北を示す)						40点	20点	40点		
満点換算得点	81点	75点	69点	90点	90点	満点換算得点	満点換算得点	満点換算得点		
総合順位	2位	3位	4位	1位	1位	総合順位	総合順位	総合順位		

平成25年11月12日
知多南部広域環境組合

評価基準
◎：区域のごみ重分布の重心に概ね近い場合
○：区域のごみ重分布の重心から外れている場合
△：区域の端にある場合
◎：未利用地及び更地の場合
○：構造物及び施設利用のある場合
△：緑地の場合（絶滅危惧種の存在等が危惧されるため）
◎：以下に該当しない場合
○：敷地に隣接して耕作中の農用地がある場合
△：敷地に隣接して学校・保育園等がある場合
◎：敷地境界より300m以内に住居がない場合
○：敷地境界より100～300m以内に住居がある場合
△：敷地境界より100m以内に住居がある場合
◎：地権者が公共又はそれに類する団体の場合
○：地権者が法人の場合
△：地権者が個人の場合
◎：幅員9m以上で2車線の進入用道路がある場合
○：幅員9m以上を確保できる道路用地がある場合
△：幅員9mを確保するのに用地買収が必要となる場合
総費用を下の算式に当てはめ、その配点を付与する。
(最低総費用/ケース別総費用×経済面配点)

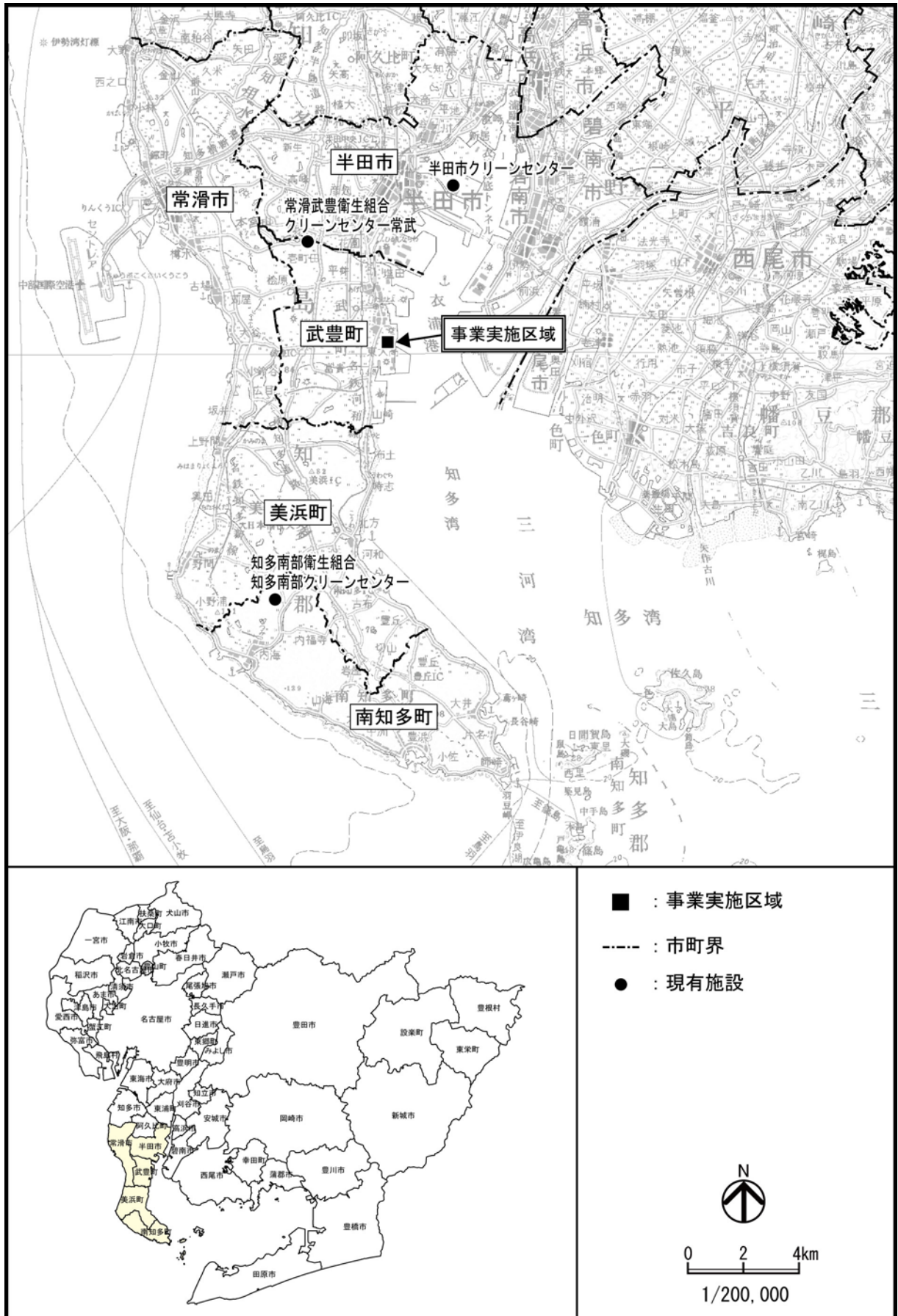


図 2.2-1 知多南部地域における現有施設と事業実施区域の位置

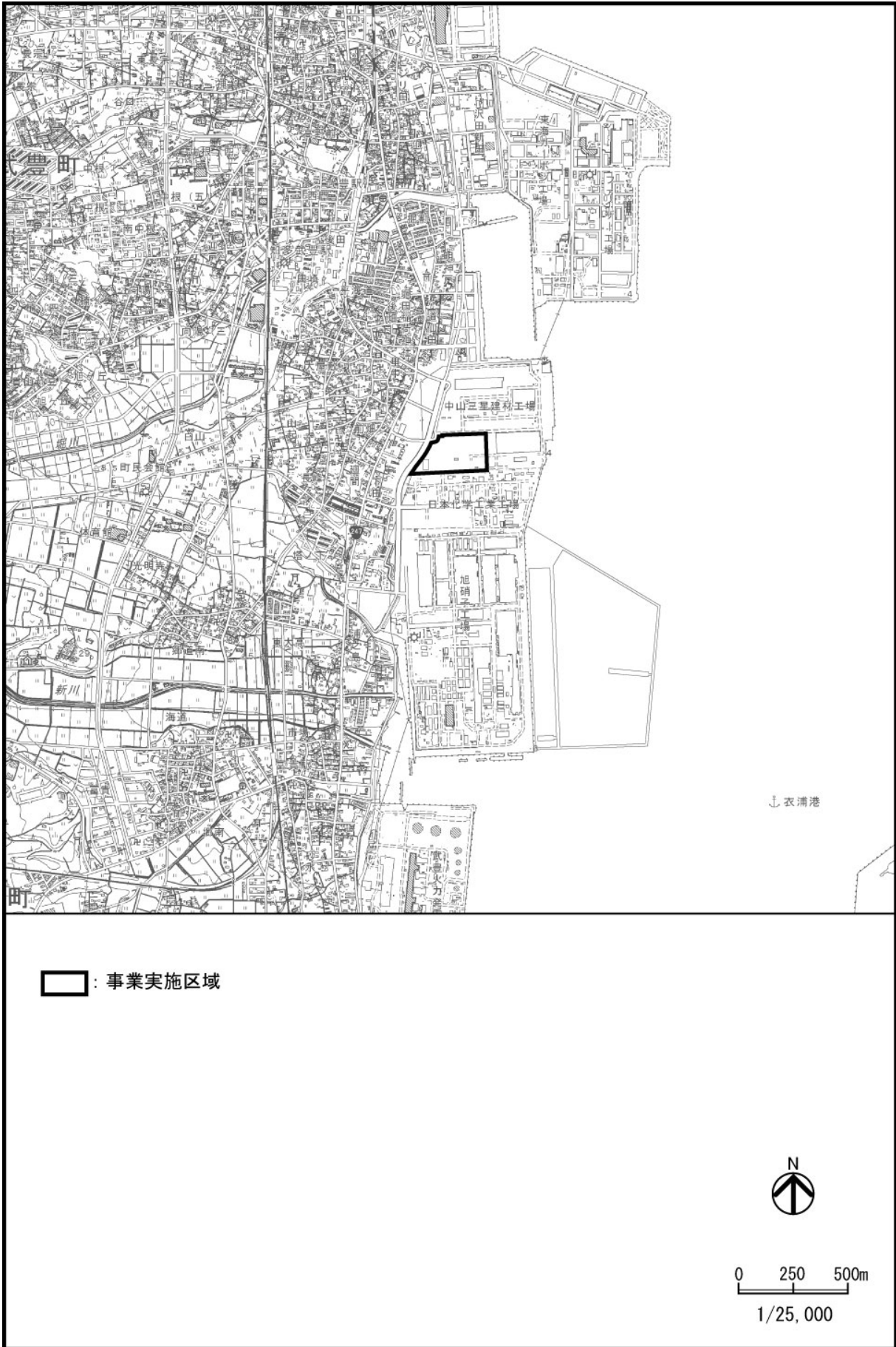


図 2.2-2 事業実施区域の位置

(4) 都市計画対象事業の諸元

ア 計画施設の諸元等

本事業において設置する計画施設の諸元等は表 2.2-2～表 2.2-4 及び図 2.2-3 に、計画施設の配置は図 2.2-4 に示すとおりである。

なお、ごみ焼却施設以外の主な施設としては、破碎施設がある。

表 2.2-2 計画施設の諸元 (計画)

項 目		計画諸元
ごみ 焼却 施設	炉型式 (処理方式)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)
	処理能力	283t/日 (141.5t/日×2 炉)
	処理対象ごみ	可燃ごみ等
	排出ガス量	(湿り) 約 74,000 m ³ _N /h (約 37,000m ³ _N /h×2 炉)
	排出ガス処理設備	ガス冷却塔、バグフィルタ、触媒反応塔等の排ガス処理設備の設置を計画する。
その他の施設		破碎施設

注) 可燃ごみ等には、一般可燃ごみ、破碎施設で発生する可燃物及びし尿処理施設で発生する脱水汚泥を含む。

表 2.2-3 焼却する計画ごみ質

項 目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三 成 分	水 分 (%)	58.4	47.2	36.4
	可燃分 (%)	36.6	46.3	56.0
	灰 分 (%)	5.0	6.4	7.6
低位発熱量 (kJ/kg)		5,800	9,100	13,000

全ごみ種の 低位発熱量 (kJ/kg)	6,500	9,400	12,800
------------------------	-------	-------	--------

注) 計画ごみ質のデータは、現有施設の調査データをもとに設定している。

表 2.2-4 焼却する計画ごみ質 (可燃分の元素組成)

元素名	炭 素	水 素	窒 素	硫 黄	塩 素	酸 素
組成 [基準ごみ] (%)	57.0	7.3	1.7	0.1	0.8	33.1

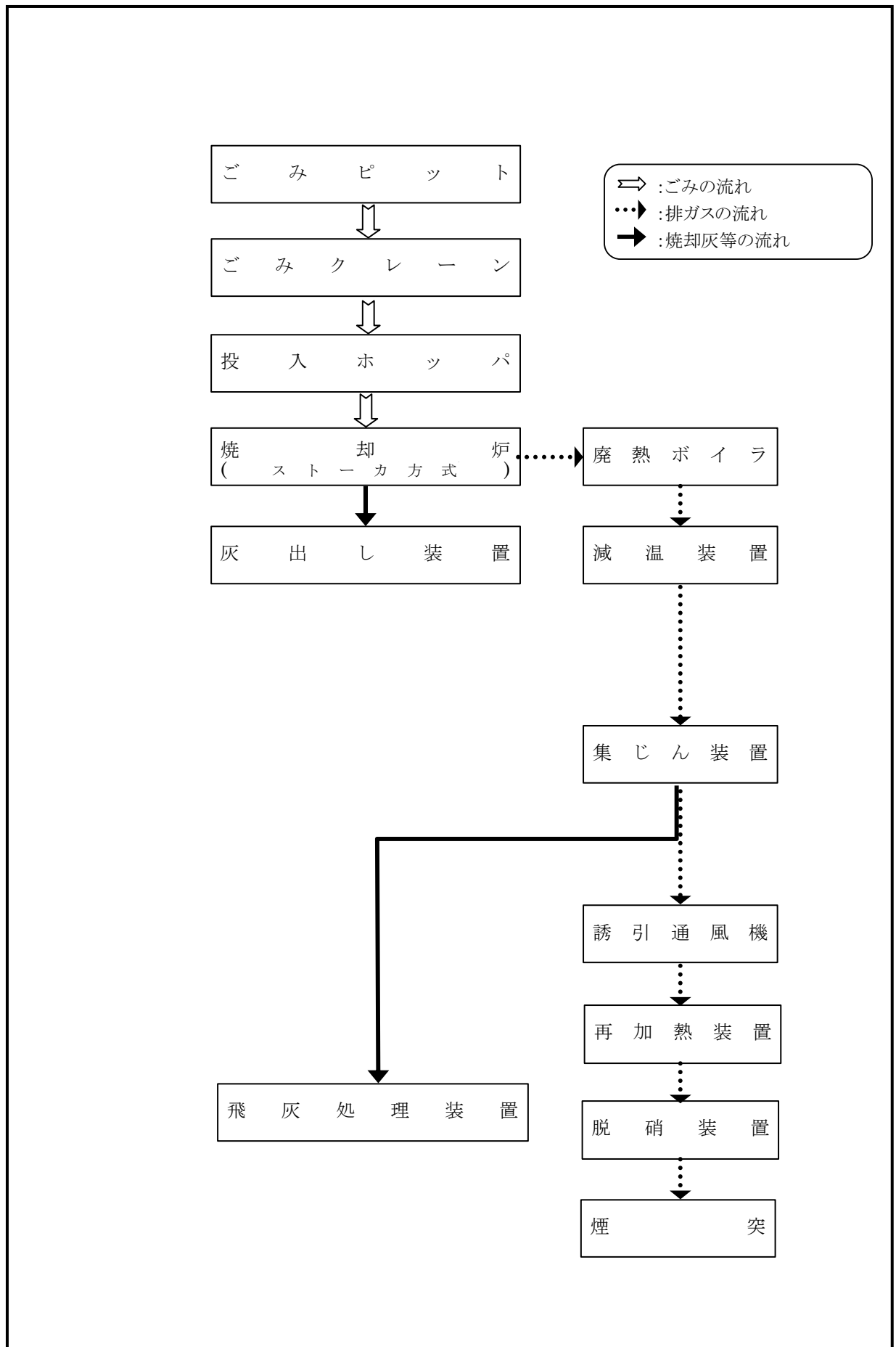


図 2.2-3 ストーカ方式の処理フロー図

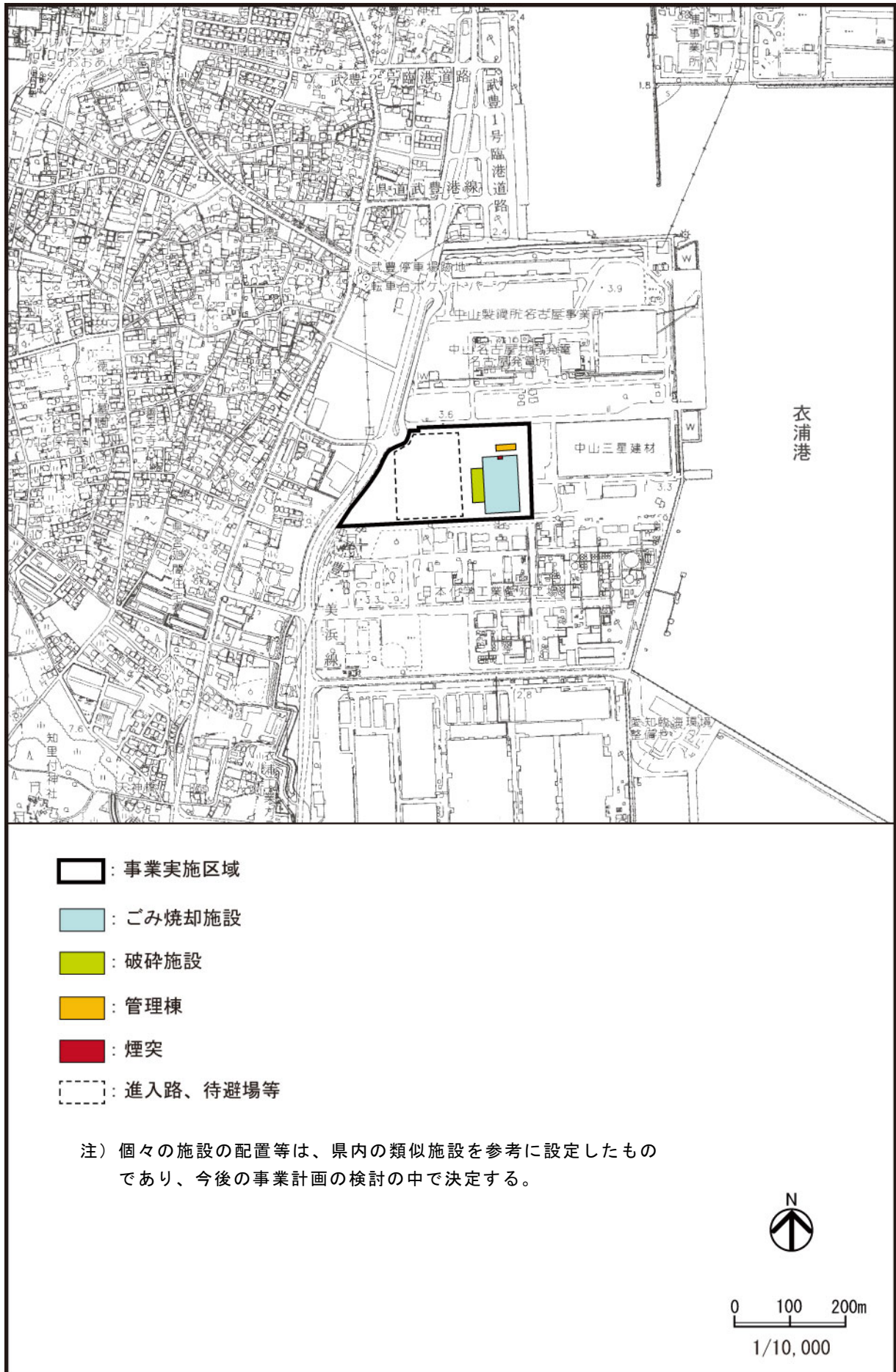


図 2.2-4 計画施設の配置図

(ア) 事業の規模（処理能力）の設定

ごみ焼却施設の処理能力は、2市3町で策定した「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第二期（平成25年12月一部変更）」（以下「地域計画」という。）に基づき設定した。その算定方法は以下に示すとおりである。

<処理能力の算定>

ごみ処理量は、ごみ減量化等の施策を踏まえて推計された一般廃棄物排出量及び再生利用量等から、地域計画の最終年度（平成29年度）において焼却する年間処理量76,286t/年を採用した。

ごみ焼却施設の処理能力は、上記処理量を処理するために必要な施設規模として、次に示す計算により算出した。

$$\begin{aligned} \cdot \text{施設規模 (t/日)} &= \text{計画日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= (76,286\text{t/年} \div 365 \text{日}) \div (280 \text{日} \div 365 \text{日}) \div 0.96 \\ &= 283\text{t/日} \end{aligned}$$

なお、今後「知多南部地域ごみ処理基本計画（平成18年10月）」の見直しと合わせて、最新データにより処理能力を算定し直す予定である。

(イ) 処理方式の設定

処理方式は、全国で数多くの安全で安定した稼働実績を有するストーカ方式を、焼却灰等は民間でリサイクル又は埋立処分を採用する。処理方式の決定に至る経緯は以下に示すとおりである。

<処理方式の決定>

知多南部広域環境組合ごみ処理施設技術検討委員会（構成員：有識者及び組合副管理者）において、「①安全で安心な施設」、「②環境に配慮した施設」、「③循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる施設」、「④費用対効果を考慮した施設」を評価項目として、「ストーカ方式＋焼却灰等を民間でリサイクル又は埋立処分」と「直接熔融方式」の評価選定を行ったところ、建設費、維持管理費及び地球温暖化防止等で高い評価となった「ストーカ方式＋焼却灰等を民間でリサイクル又は埋立処分」が、当組合で整備する施設において適当な処理方式であるとされた。

イ 廃棄物運搬車両の主な走行ルート

廃棄物運搬車両の主な走行ルートは、図 2.2-5 に示すとおりである。

ウ 用排水計画

(ア) 用水計画

用水は、用途に応じて水道用水、工業用水及び地下水の中から選定する。

(イ) 排水計画

プラント排水のうち、有害物質を含むおそれのある排水（ごみピット排水等）は、処理施設内で炉内噴霧等により再利用するクローズドシステムとする。

その他のプラント排水（機器冷却塔ブロー水等）及び生活排水は、排水処理施設で適正に処理した後、既設排水管に排水し、東側海域に放流する。

雨水についても、生活排水等と同様に、既設排水管に排水する。



図 2.2-5 廃棄物運搬車両の主な走行ルート

(5) 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容

ア 複数案を絞り込んだ経緯

本事業における計画案については、平成 26 年 12 月に公表した「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」という。）において、煙突の高さ及び施設の配置に関する 4 つの複数案について、環境面から比較検討を行った。一方、都市計画手続きの一環として同時期に公表した「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る構想段階評価書」（以下、「構想段階評価書」という。）においては、環境面以外の都市計画の一体性・総合性の確保等についても比較検討を行った。

本事業における計画案については、配慮書における環境面からの評価項目に、構想段階評価書における評価項目を加えて総合的に評価を行い、配慮書の複数案から単一案に絞り込むこととした。

(ア) 配慮書における複数案

配慮書における計画案では、表 2.2-5 及び図 2.2-6 に示す煙突の高さ 2 案及び施設の配置 2 案からなる 4 案を複数案として、「大気質」及び「景観」について、周辺環境への影響の比較検討を行った。

表 2.2-5 配慮書における複数案の内容

案	煙突の高さ	施設の配置
A 案	59m	東寄り
B 案	59m	西寄り
C 案	80m	東寄り
D 案	80m	西寄り

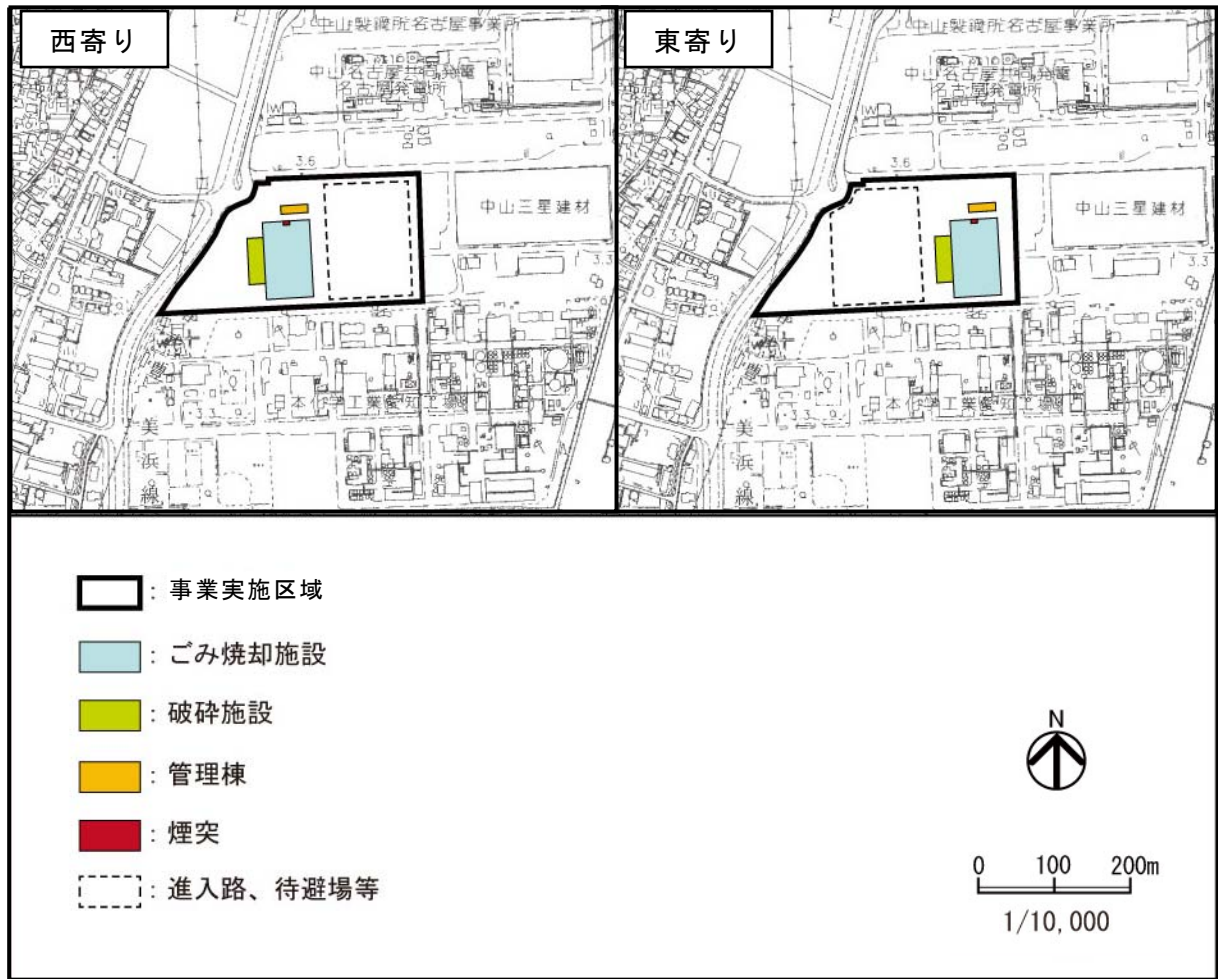


図 2.2-6 配慮書における計画施設の配置計画案

(イ) 構想段階評価書における複数案の評価項目

構想段階評価書における複数案に対する評価項目は、以下のとおりである。

表 2.2-6 構想段階評価書における評価項目

評価項目（大気質及び景観以外の項目）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況土地利用との整合性 ・ 将来土地利用との整合性 ・ 近接する居住地区、公益施設への影響 ・ 周辺交通への影響 ・ 土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮 ・ 敷地内緑地の確保 ・ 需要に応じた適切な規模 ・ 事業コストの適正 ・ 事業期間長期化リスク

注) 内容が重複する項目は省略した。

イ 複数案から単一案に絞り込む検討の結果

配慮書における複数案から単一案に絞り込む検討の内容は表 2.2-7 に、検討資料のうち大気質（最大着地濃度出現距離）と景観の予測結果の比較は図 2.2-7 及び図 2.2-8 に示すとおりである。

検討に当たっては、配慮書における評価項目（大気質及び景観）に、構想段階評価書における評価項目を加えたもので行うこととした。

大気質の評価結果については、全ての案でいずれの項目も環境基準値を下回るとともに、影響の顕著な違いは見られなかった。なお、事業実施区域及びその周辺の自然的、社会的状況といった、地域特性を把握する調査範囲を設定する際に参考とした、最大着地濃度出現距離は、煙突高を 59m とする「A 案」と「B 案」の方が短くなった。

次に、景観について、施設が存在することによる煙突高さの仰角と施設の水平見込み角にて評価した結果は、煙突高さの仰角は、「A 案」が最も小さく、施設の水平見込み角は、「A 案」と「C 案」が最も小さいことから、東寄りの配置で煙突高を 59m とする「A 案」が優位であるとした。

また、近接する居住地区、公益施設への影響という、構想段階評価書における評価項目では、ごみ焼却施設や破砕施設は、近接する居住地区、公益施設からは少しでも離れた位置が良いと考えられることから、東寄りの配置とする「A 案」と「C 案」が優位であるとした。

以上の検討の結果並びに寄せられた意見に対して示した「環境への負荷の回避、低減に努める」及び「周辺環境との調和」という見解を踏まえて、最も優位であると考えられる「A 案」を、本事業の単一案として選定した。

表 2.2-7 複数案から単一案に絞り込む検討の内容

評価分野	評価項目		評価結果				
			東寄り		西寄り		
			A 案	C 案	B 案	D 案	
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001
			二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.011	0.011	0.011
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.025	0.025	0.025	0.025
			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.021	0.021	0.021	0.021
			最大着地濃度出現距離 (m)	850~1,230	960~1,350	850~1,230	960~1,350
		評価	○	○	○	○	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	煙突高さの仰角 (度)	12	17	17	23
			水平見込み角 (度)	27	27	29	29
評価			◎	○	○	○	
都市計画の一体性・総合性の確保	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	近接する居住地区、公益施設への影響	◎：東寄りの方が影響は低い		○		
選定結果			選定				

注1) 横方向・各案の相対評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案と比べて劣っている」を「○」とする。同等の場合は「○」とする。

2) 「◎」「○」は、いずれも評価上は「影響はない・問題はない」ものとする。

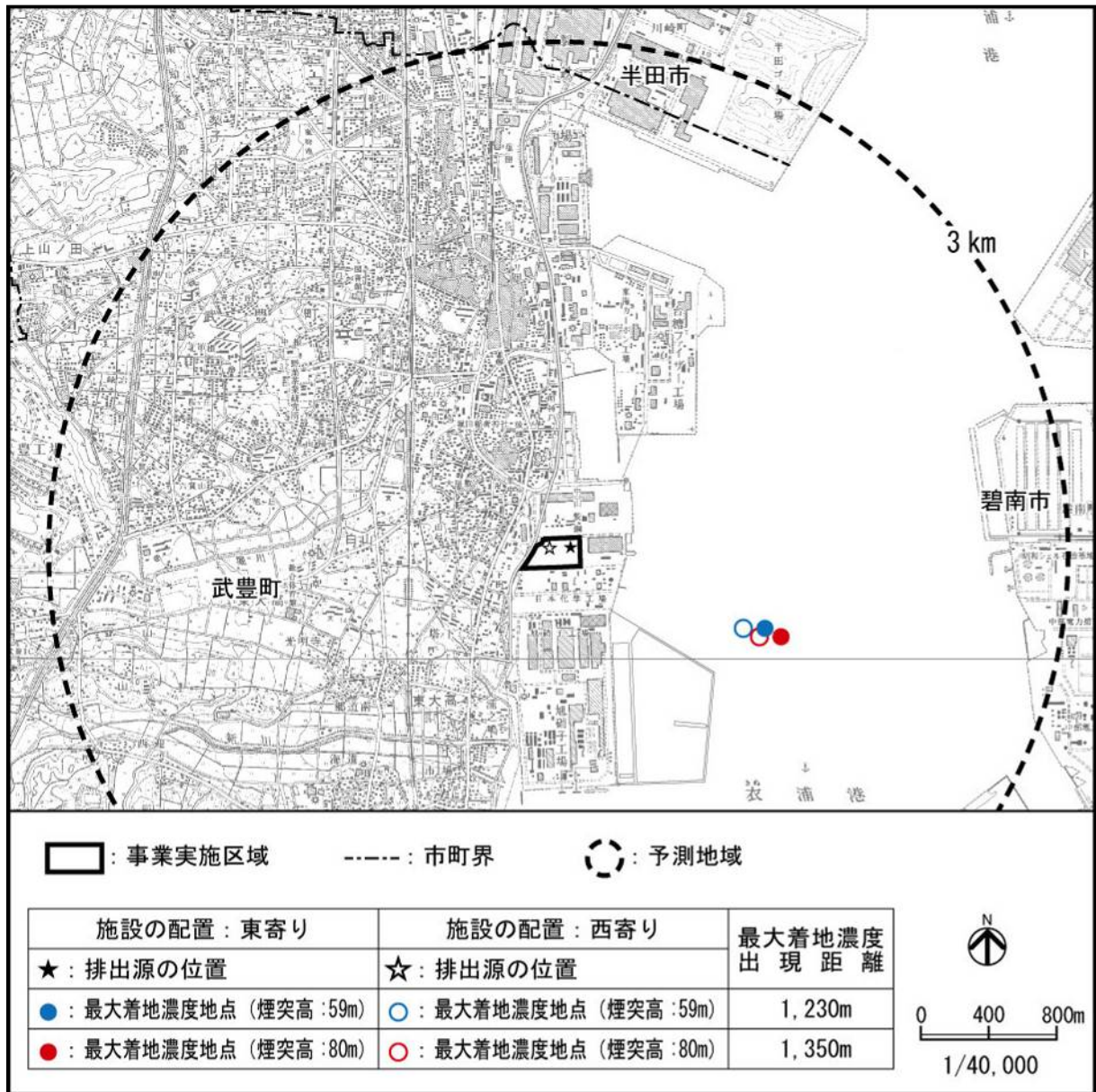


図 2.2-7 大気質（最大着地濃度出現距離）の予測結果の比較（二酸化窒素）

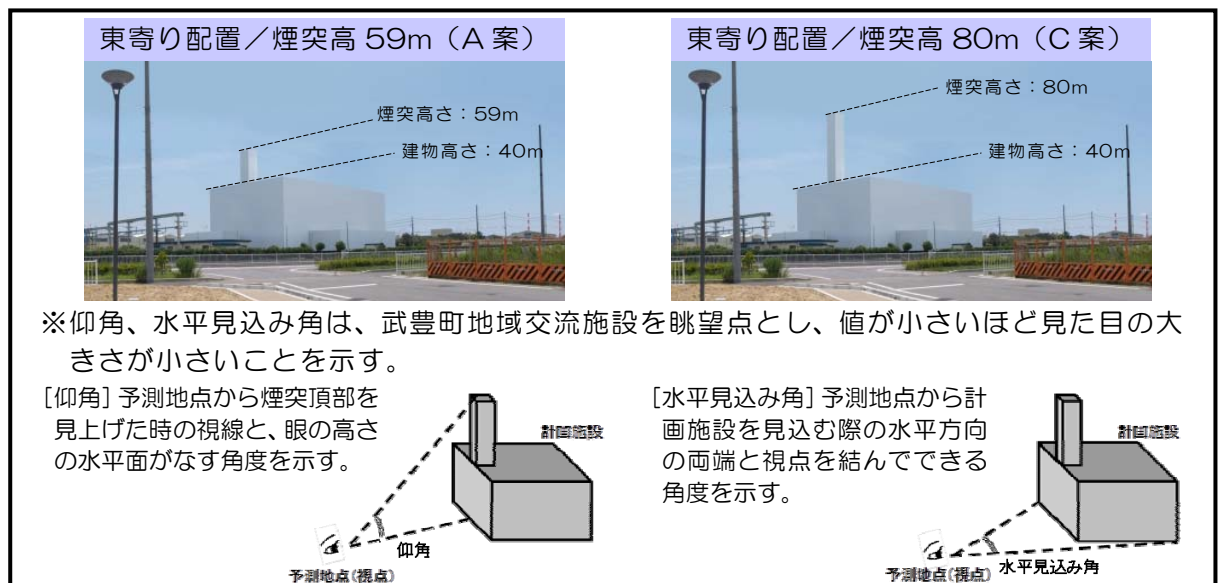


図 2.2-8 景観の予測結果の比較（A 案、C 案）

(6) 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

ア 工事計画の概要

工事計画の概要(案)は、表 2.2-8 に示すとおりであり、工事は全体で約 3 年間で予定している。

表 2.2-8 工事計画の概要(案)

項目	1年次 (平成30年度)		2年次 (平成31年度)		3年次 (平成32年度)		4年次 (平成33年度)		5年次 (平成34年度)	
	(4月)	(3月)	(4月)	(3月)	(4月)	(3月)	(4月)	(3月)	(4月)	(3月)
仮設工	→									
敷地整地	→		→							
杭打ち・基礎工			→							
RC施工			→		→					
鉄骨施工			→		→					
仕上げ					→		→			
プラント工					→		→			
電気工					→		→			
外構工							→		→	
試運転							→		→	
施設の供用									→	

注) 現有施設のメーカーへのヒヤリング調査結果から、過去のごみ処理施設における建設工事で、一般的に想定される工程を示したものであり、今後の詳細な工事計画の検討結果に応じて変更する。

イ 工事用資材等運搬車両の主な走行ルート

工事用資材等運搬車両の主な走行ルートは、図 2.2-9 に示すとおりである。

ウ 工事作業時間帯等

作業時間は、平日及び土曜日の午前 8 時から午後 5 時までとし、夜間及び日曜日・祝日の作業は実施しないことを原則とする。



図 2.2-9 工事用資材等運搬車両の主な走行ルート

(7) 事業計画策定時における環境配慮事項

ア 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、類似事例、現有施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事用資材等運搬車両の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、緑地の確保及び景観への配慮について検討を行った。

イ 環境保全の配慮の内容

本事業の計画策定時における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

(ア) 工事実施時

a 工事用資材等運搬車両の対策

資材等の搬入出時期及び時間帯の分散化を図り、交通集中に伴う大気汚染、騒音及び振動による影響の低減に努める。

工事用資材等運搬車両については、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用することにより、周辺環境への影響の低減に努める。

b 建設機械の対策

施設の建設にあたっては、より低公害型の建設機械を可能な限り使用することにより、周辺環境への影響の低減に努める。

c 排水対策

工事時における工事排水及び雨水は、仮設沈砂池を設置し、集水した後、上澄み余剰水を事業実施区域にある既設排水管へ排水し、東側海域に放流する。

また、工事排水は、状況に応じて pH 調整によりアルカリ排水対策を行う。

d 土壌汚染対策

事業実施区域北側の隣接地で土壌汚染が確認されていることを考慮して、掘削、盛土等の土工事に先立って、環境影響評価の手続きとは別に土壌汚染調査を実施する。調査の詳細は、今後実施する施設の詳細設計、工法の検討結果を踏まえて決定し、調査結果は、環境影響評価の手続きにおいて公表する。

e 廃棄物等の対策

工事に伴って発生する廃棄物については、分別の徹底を図り、可能な限り再利用・再生処理を行い、再生資材及び再利用資材の活用に努める。特に、型枠については、可能な限り再利用可能なものを使用し、廃棄物の発生抑制に努める。

工事に使用する資機材等については、省梱包化を図り、廃棄物発生量の抑制に努める。

また、残土については、発生量の抑制に努めるとともに、有効活用を図る。

(イ) 存在・供用時

a 排ガス対策

高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図る。具体的には、ガス冷却塔、バグフィルタ、触媒反応塔等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適切に管理することにより、排ガス中の大気汚染物質の除去を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。

b 廃棄物運搬車両の対策

廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するとともに、アイドリングストップを励行することにより、周辺環境への影響の低減に努める。

c 施設の騒音、振動及び悪臭対策

ごみ焼却施設及び破砕施設は、遮音性の高い建物とする。主要な騒音・振動発生機器は、極力敷地境界から離れた位置に配置する。設備機器は、低騒音型・低振動型機器を導入するとともに、主要な振動発生機器は、防振架台または独立基礎上に設置して、騒音及び振動の伝搬を抑える。

ごみピットやプラットホーム内は、常に負圧に保ち、臭気の漏洩を防ぐとともに、負圧に保つ吸引空気は、燃焼用空気を使用し、臭気の熱分解を図る。

また、建物構造の密閉化や廃棄物運搬車両出入口の二重扉、エアーカーテンの設置による臭気漏洩防止並びに休炉時対応のための脱臭装置を設置する。

d 排水対策

職員等の生活排水は、合併処理浄化槽で適切に処理し、処理水は事業実施区域にある既設排水管へ排水し、東側海域に放流する。

プラント排水のうち、有害物質を含むおそれのある排水（ごみピット排水等）は、処理施設内で炉内噴霧等により再利用し、場外には排出しないクローズドシステムとする。

また、その他のプラント排水（機器冷却塔ブロー水等）は、排水処理施設で処理した後、処理施設内の焼却灰添加水等に再利用する。再利用後に生じる余剰水は生活排水と同様に既設排水管へ排水し、東側海域に放流する。

雨水については、生活排水等と同様に、既設排水管へ排水し、東側海域に放流する。雨水の再利用については、今後実施する施設の詳細設計時において検討する。なお、全ての排水について、地下浸透は行わない。

e 緑地の確保

緑地帯は施設と地域との緩衝帯の役割だけでなく、緑を増やし周辺環境との調和等環境への配慮を図るため積極的に設けることとし、屋上緑化や壁面緑化についても検討する。

f 景観への配慮

建物の外観については、周辺景観との調和に配慮した煙突の位置、施設の形状及び色彩とする。

g エネルギー等の有効利用

焼却に伴う廃熱を利用し、廃棄物発電及び余熱利用施設への熱供給を計画する。焼却灰の処理は、今後の社会動向を踏まえながら、民間でリサイクルを推進するのか、または埋立処分を行うのか、検討を進める。

h 環境啓発

ごみ処理を通じて、住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境についての理解を深めるとともに、ごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る環境学習の拠点を目指す。